

移送サービスご利用案内

令和7年4月

社会福祉法人 交野市社会福祉協議会

住所：交野市天野が原町5-5-1

電話：072-895-1185

◆福祉有償運送とは

福祉有償運送（通称「移送サービス」）とは、要介護（要支援）認定者や身体障がい者の方々に対しボランティアの協力をえて、福祉車両を使用して外出の援助をする個別輸送サービスです。

◆利用対象者

他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者（福祉有償運送ガイドブック国土交通省自動車交通局旅客課より引用）

また、交野市に住民票があり、かつ、交野市内にお住まいの人で、以下の①または②のいずれかに該当する人。

- ① 介護保険法での「要支援」または「要介護」の認定を受けている人
- ② 身体障がい者手帳をお持ちの人

※運転はボランティアが行うため、特殊な車いすや利用者の状態によっては対応できない場合があります。

※急な体調不良や事故等の対応を考慮し、利用者の安全確保を目的として、原則として付添人（１人）の同乗が必要です。

◆利用目的

病院や公共施設の利用、レクリエーションや社会参加のための送迎（運転）

例：通院、映画、買い物、散髪（美容院）、レジャーなど

◆利用できる範囲

北河内５市（交野市・四條畷市・枚方市・寝屋川市・守口市）で、発着のいずれかが交野市内であること。

ただし、乗降場所の安全確保が出来ないと判断した場合、利用できる範囲内であってもお断りする場合があります。

◆利用日と時間

利用可能日：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始（１２月２７日～１月６日）は除く）

利用時間：午前９時３０分～午後４時３０分（ただし、ゆうゆうセンター発着時間）

例：往路）午前９時３０分ゆうゆうセンター出発 → 利用者宅 → 送り先
復路）迎え先 → 利用者宅 → ゆうゆうセンター午後４時３０分到着

◆利用回数

１ヶ月に３回まで（回数は片道・往復にかかわらず１回とします）

◆利用料金（詳細は別紙参照）

初乗料金３km未満は３００円、以降１kmごとに１００円加算。

（ただし、１km未満は切り捨てとします）

※運行距離は、“グーグルマップ”ルート検索の最短距離（有料区間を含まない）で測定します。

※料金は当日、運転ボランティアにお渡しください。往復であっても、往路・復路で片道づつ徴収します。必ずお釣りがないように、準備をお願いします。

※駐車料金や高速道路通行料などは別途利用者にてお支払ください。

◆事前の登録が必要です

- ① 交野市社会福祉協議会職員が訪問し、面談をさせていただきます。
- ② 移送サービス利用登録申請書の提出をお願いします。
- ③ 利用決定通知書と利用申請書が郵送で到着した後利用申し込みができます。

◆有効期限

登録の有効期限は原則として３年です。更新時期になりましたら、交野市社会福祉協議会から更新の意思確認を行い、更新を行います。ただし、登録事項に変更が生じた場合は、交野市社会福祉協議会（０７２－８９５－１１８５）までご連絡をお願いします。

◆ご利用について

- ① 下記電話番号に連絡し仮予約をしていただきます。(受付時間: 平日 9 時～17 時 00 分)
お聞きする内容: 利用日時 (往路・復路)、行き先、付添人
仮予約とは車を仮押さえするのみで運転ボランティアが確保されたものではありません。
- ② 移送サービス利用申請書 (様式第 6 号) を提出 (ファックス・郵送・持参可) してください。**移送サービス利用申請書が当会に到着後、運転ボランティアを調整**しますので、電話で仮予約されましたらなるべく早く提出してください。
- ③ 運転ボランティアが見つかりましたら連絡させていただき、予約確定となります。

予 約 の 期 限	利用予定日の 1 か月前～ 10 日前まで	【利用申請書郵送での提出先】 〒576-0034 交野市天野が原町 5-5-1 交野市社会福祉協議会 担当: 服部・浦上
申 し 込 み 先	交野市社会福祉協議会	
電 話 番 号	072-895-1185	
ファックス番号	072-893-6423	

※10 日前までとは土日祝を含みますが 10 日前が土日祝にあたる場合はその前日とします。

※予約の期限について、年末年始などの大型連休の場合は 7 開所日の前日までとします。

詳しくはお問い合わせください。

※予約は先着順になっているため、ご希望に添えない場合があります。

※病院等の予約前若しくは予定が未確定の「とりあえずの予約」は、他の方のご迷惑になりますので、病院等の予約後若しくは予定が確定してからご予約をしてください。

◆キャンセル料について

以下のいずれかに該当する場合、キャンセル料として 1 回 300 円を徴収します。

支払いは、交野市社会福祉協議会まで現金でご持参ください。

キャンセル料を未払いの場合、次回ご利用及びご予約は出来ませんのでご注意ください。

① 午前 10 時までの予約について、当日午前 9 時 15 分までにキャンセルの連絡がない場合

② 午前 10 時以降の予約について、予約時間の 1 時間前までにキャンセルの連絡がない場合

◆事故が起きた時の対応について

事故の補償については、交野市社会福祉協議会が加入している保険の範囲内とします。

【加入保険】

- ・西日本自動車共済協同組合
- ・大阪府社会福祉協議会「移送中事故傷害保険」

※「移送サービスご利用案内」の内容をご熟読いただき、ご理解・ご了承の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

ご利用にあたっての確認事項

- 移送サービスは、国で定められた講習を受講し、登録されたボランティアの方々のご協力で成り立っている事業です。運転のプロではないため、ご希望に添えない場合がありますことをご理解ください。
- 移送サービスとは、福祉車両で目的地まで送迎（運転）する個別輸送サービスです。乗降時など介助が必要な場合は付添人に行っていただきます。付添人は原則として緊急時に適切な対応が出来る方とし、その対応が難しいと当会が判断した場合は付添人を代えていただく場合があります。
- 運転ボランティアは当会に常駐しておらず、就労や他の活動をされている方も多く、ご自身の空き時間を利用し活動をされています。そのため移送サービス利用申請書（様式第6号）を提出されても運転ボランティアが確保できない場合があります。
- 他の利用者と利用日時が重なった場合は、先着順となりお断りします。
- ご自宅前の道幅が狭い場合等は、近くの停車可能な場所で待機していただくようお願いすることがあります。
- 往路と復路が同一の運転ボランティアとは限らないため、大型スーパーなど駐車場が広い場合、乗降場所は当会で指定させていただきます。
- 原則として、予約成立後の各種変更はできません。また、当日の行き先変更や目的地以外のところに立ち寄ることはできません。
- 病院等で帰りの時間が分からない場合も、おおよその時間を決めて予約していただきますが、時には余裕をもって予約をしてください。帰りの予約時間より遅れそうな時は、早目に連絡をお願いします。ただし、当日予定していた運転ボランティアが対応できない場合は、キャンセルとさせていただきます。

※この場合、予約1時間前に連絡をいただけない場合キャンセル料が発生します。

- 受診時間等により、復路の予約時間に遅れが生じ、運行時間（午後4時30分まで）を超えると判断した場合は、キャンセルとさせていただきます。

※この場合、予約1時間前に連絡をいただけない場合キャンセル料が発生します。

- 移送車両は軽ワゴンでトランクはない車両です。運行の安全上、助手席に荷物を置くことはできません。また、運転ボランティアは運転のみの対応としており、当会よりお荷物等には触らないよう指導しています。手荷物は、利用者（付添人）が持てる範囲でご乗車ください。
- 当日、ボランティアが急病等で運転ができない場合及び車両の故障などにより、やむを得ずキャンセルする場合があります。
- 東部大阪に、大雨・洪水・暴風警報、大雪注意報などが発令された日及び運行が危険と判断した場合、移送サービスは原則休止とします。安全を優先に考えた対応のためご理解をお願いします。

※午前 7時の時点で発令されている場合 → 午前の運行休止

午前10時の時点で発令されている場合 → 午後の運行休止

 移送サービス事業の運営は、赤い羽根共同募金配分金を活用しています。